

広島県告示第七百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

白茅地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを昭和四十四年十二月二十六日広島県告示第九百八十一号（以下、告示という。）で指定した土地に沿って結んだ線、三号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、標柱二号及び標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱十号、標柱九号及び標柱八号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
福山市	田尻町		西山	七六〇八番一四	標柱一号
				七六〇八番一	標柱二号、三号、四号及び五号
				七六〇一番八	標柱六号